

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱（令和6年度）の決定を次のように定める。

令和6年3月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱（令和6年度）の決定

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱を別紙のように決定する。

附 則

この要綱は、令和6年度4月1日から施行する。

(別紙)

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金 交付要綱

(通則)

第1条 特定非営利活動法人等被災者支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令に定めるもののほか、本要綱の定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 交付金は、東日本大震災の復興支援及び被災者支援（以下「復興・被災者支援」という。）を行うNPO等^{※1}による絆力（きずなりよく）^{※2}を活かした復興・被災者支援の取組や復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組を支援することにより、行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援の継続的な実施を図ることを目的とする。

※1 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業（以下「絆力事業」という。）でいう「NPO等」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（事務所の所在地は問わない）又は当該民間非営利組織が主体となった協議体をいう。

※2 交付金及び絆力事業でいう「絆力」とは、東日本大震災の被災地等において、被災者和其他の人々、特に被災者の生活再建等に深い関わりを持つ行政・支援者・地元住民等を結びつける力を指すものとする。

(交付先)

第3条 交付金は、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が、岩手県知事、宮城県知事及び福島県知事（以下「知事」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付対象事業等)

第4条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付対象事業

- ① NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援
- ② 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化

(2) 交付率

事業費の2/3以内とする。

(事業実施計画書の提出及び交付限度額の通知)

第5条 知事は、交付金の交付を受けようとする場合、次に掲げる事項を記載した、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施計画書」（以下「事業実施計画書」という。）を別記様式第1号により作成し、当該計画書を大臣に提出するものとする。

- (1) NPO等による復興・被災者支援に関する現状と課題
- (2) NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援及び復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化の方針
- (3) 事業の成果目標
- (4) 事業計画（交付対象事業の内容と事業費等）
- (5) 審査委員会の概要
- (6) 交付対象事業の実施工程
- (7) その他必要な事項

2 大臣は、知事から前項の規定に基づく事業実施計画書の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付の可否及び交付限度額について決定し、その結果を知事に通知する。

(事業実施計画書の変更等)

第6条 知事は、事業実施計画書について、次に掲げる変更を行う場合には、変更後の事業実施計画書を大臣に提出するものとする。

- (1) 事業内容の追加又は中止を行う場合
- (2) 第10条に規定する変更申請を行う場合
- (3) 成果目標の変更を行う場合
- (4) その他事情の変更により、特別な事由が生じたため、事業実施計画の大幅な変更を行う場合

(事業の評価)

第7条 知事は、事業の終了後において支援対象者等の協力を得て、事業実施計画書に掲げる成果目標の達成状況について把握し、事業実施による成果等の

評価を行い、別記様式第2号によりその評価結果について事業終了後2か月以内に大臣に報告するとともに、これを公表するものとする。

- 2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、知事に対し必要な助言をし、改善を求めることができる。

(交付の申請)

第8条 知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号により交付申請書を作成し、添付書類を添えて大臣に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象事業の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第9条 大臣は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る交付対象事業が適正であると認めたときは、第5条第2項の交付限度額の範囲内において交付すべき交付金の額を決定し、知事に通知する。

- 2 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行う。

(交付の変更申請)

第10条 知事は、交付金の交付の決定を受けた後の事情の変更により、次に掲げる申請内容の変更を行う場合は、別記様式第4号により変更承認申請書を作成し、速やかに大臣に提出して行うものとする。

- (1) 交付決定金額（総額）の変更を行う場合
- (2) 交付対象事業である、NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援及び復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化のそれぞれについて、交付決定金額の3割以上の変更を行う場合

(交付の条件)

第11条 交付金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事は、交付対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第5号により中止（廃止）承認申請書を作成し、大臣に提出してその承認を受けるものとする。
- (2) 知事は、交付対象事業が、やむを得ない事情等により予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに大臣に報告を行い、その指示を受けるものとする。
- (3) 上記のほか、交付対象事業の実施等の手続については、別に定める「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領」によるところとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 知事は、適正化法第9条第1項の規定に基づき、交付金の交付申請の取下げをする場合は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第6号により交付申請取下げ書を作成し、大臣に提出するものとする。

(事業遂行状況報告書の提出期限)

第13条 適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付があった年度の各四半期（第4四半期は除く。）の末日現在において、別記様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出するものとする。ただし、当該報告は、概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

(実績報告)

第14条 知事は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、適正化法第14条前段の規定に基づき、別記様式第8号の実績報告書を作成し、添付書類を添えて大臣に提出するものとする。

- 2 交付金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとする。
- 3 知事は、交付対象事業が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、前

項に準ずる実績報告書等を大臣に提出するものとする。

- 4 知事は、第1項又は前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(交付金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が第9条の決定の内容、第11条(1)の規定に基づく承認の内容及びこれらに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、知事に通知する。

- 2 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずることができる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができる。

(交付金の支払)

第16条 大臣は、前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後、知事に対して交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第9号による精算払請求書又は別記様式第10号による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第17条 大臣は、交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の決定の内容及び第11条(1)の規定に基づく承認の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 各県が法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 各県が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

- (3) 各県が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 各県が交付対象事業の指導監督を十分に行わない場合
 - (5) 各県が交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項(5)に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う交付金の返還)

- 第18条 知事は、第15条の規定に基づく交付対象事業に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第11号により報告書を作成し、大臣に速やかに報告するものとする。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 前項の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第19条 知事は、交付対象事業の経費（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図るものとする。
- 2 知事は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品その他の財産については、交付対象事業の完了後においても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまで、大臣の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸

し付け、又は担保に供してはならない。

- 3 知事は、前項に掲げる取得財産等で、大蔵省令に定める耐用年数を経過しない場合においては、別記様式第12号により取得財産等管理台帳を作成し、その他関係書類を備え、管理・保管するものとする。また、事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、内閣府の求めに応じて、使用状況を報告するものとする。
- 4 知事は、事業実施期間中に取得財産等があったときは、第14条に定める報告書に別記様式第13号により作成した取得財産等明細表を添付するものとする。

(交付金の収益納付)

- 第20条 知事は、交付対象事業の実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第14号により収益状況報告書を作成し、大臣に提出するものとする。
- 2 知事は、大臣が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、大臣の発する指令に従って、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納入するものとする。
 - 3 大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(交付金の経理)

- 第21条 知事は、交付対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに交付対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(間接補助事業者に対して付すべき条件)

- 第22条 知事は、取組実施主体に対して助成金の交付の決定をする場合には、第9条から前条までの規定と同趣旨の条件を付すものとする。

(雑則)

- 第23条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）が別に定める。

令和○年度
○○県
NPO 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした
復興・被災者支援事業
事業実施計画書

都道府県担当部局	○○○部○○○○局○○○課
----------	---------------

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

1. NPO等による復興・被災者支援に関する現状と課題

--

2. NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援及び復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化の方針

・支援を行った団体が、事業実施年度以降、本事業による助成を受けなくても継続して復興・被災者支援の取組が行えるようにするための方策を含め記載してください。

3. 事業の成果目標

番号	成果目標	
	項目	目標（値）
1		
2		
3		
4		
5 ・ ・ ・		

（備考）

- 1 成果目標はいくつ設定していただいても構いません。
- 2 客観的な達成状況の測定が可能となるよう、定量的な目標値を積極的に設定してください。
- 3 成果目標の設定に当たっては、個々の事業内容の進捗度を測るアウトプット目標（例：当事業により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援を実施又は実施に関わった参加団体数、支援を行った災害公営住宅団地数等）にとどまらず、できる限り、個々の事業内容によって発現する効果を測るアウトカム目標（例：当事業の受益者（被災者）へのアンケートにおいて本施策で支援した取組について有益であった旨の評価をした受益者の割合、参加団体同士の連携数等）を設定してください。

4. 事業計画

交付対象事業	県が実施する事業内容 (名称と概要)	概算事業費 (千円)	概算国費 (千円)	「3. 事業の 成果目標」 との対応 (番号)
(1) NPO等の 絆力を活かした 復興・被災者 支援の取組支 援	①被災者の心のケア、健康・生活支援に 向けた取組（概要）			
	②コミュニティ形成等の復興に向けた 取組（概要）			
	③原子力災害からの復興に向けた取組（ 概要）			
	④中間支援の取組（概要）			
	小計（a）			

交付対象事業	県が実施する事業内容 (名称と概要)	概算事業費 (千円)	概算国費 (千円)	「3. 事業の 成果目標」 との対応 (番号)
(2) 復興・被災 者支援を行う NPO等の絆 力強化	①（名称）・・・・・・・・・・・・・・ （概要）			
	②（名称）・・・・・・・・・・・・・・ （概要）			
	③（名称）・・・・・・・・・・・・・・ （概要）			
	小計（b）			

合計（a+b）			
---------	--	--	--

（備考）

- 1 「県が実施する事業内容」については、現時点で想定されるものを記載してください。
- 2 「概算事業費」「概算国費」については、簡単な積算根拠も記載してください。
- 3 (2)復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化には、必ず、事業成果の普及に関する取組を記載してください。

5. 審査委員会の概要（現時点での予定）

(1) 審査委員会の名称
.....

(2) 審査委員会の役割等
.....
※審査委員会における審議事項等、審査委員会の役割について記載してください。
※運営委員会の位置づけ（担当部局の私的会議 or 特別の機関、任命者等）についても記載してください。

(3) 審査委員会委員の構成
.....
※委員は役職名も記載してください。
※委員を一般公募する場合は、その公募方法についても記載してください。

(4) 今年度の開催予定
.....

6. 交付対象事業の実施工程

都道府県の施策	実施工程 (今後のスケジュール、現時点の進捗)		委託/直接/ 補助等の分 類
(1) ① ※4. 事業計画の 内容に対応させて ください。			
	○月	(例) 委託のための入札（プロポーザル方式）公示	
	○月	(例) 支援対象NPO等の公募開始	
	○月	(例) 運営委員会にて、支援の決定、支援内容の申請受付、調整	
	○月	(例) 中間報告書提出要請	
	○月	...	
(1) ②			
(1) ③			
(2) ①			
(2) ②			
...			

(備考)

- 「実施工程」については、各事業の実施内容（委託、募集開始、支援開始、報告提出等）及び想定スケジュールを記載してください。
- 「委託/直接/補助等の分類」については、委託（プロポーザル）、委託（その他）、委託なし（直接実施）、補助の別及び予定されている受託者、補助事業者がいればその名前を記載してください。

令和○年度
○○県
NPO 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした
復興・被災者支援事業
評価報告書

都道府県担当部局	○○○部○○○○局○○○課
----------	---------------

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

1. 事業の成果目標の達成状況

番号	成果目標		達成状況	
	項目	目標（値）	達成状況	達成状況に関する説明等
1				
2				
3				
4				
5 ・ ・ ・				

（備考）成果目標は事業実施計画において定めた内容と整合を取ってください。

2. 事業実施結果

2-1. 総括表

交付対象事業		事業費 (円)	国費 (円)	県費 (円)	取組実施 主体 (円)	「1. 事業 の成果目 標」との 対応(番 号)
県が実施した事業内容 (名称と実施主体)						
(1) NPO等の 絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援	①被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組	(名称) (実施主体)				
		(名称) (実施主体)				
	②コミュニティ形成等の復興に向けた取組	(名称) (実施主体)				
		(名称) (実施主体)				
	③原子力災害からの復興に向けた取組	(名称) (実施主体)				
		(名称) (実施主体)				
	④中間支援の取組	(名称) (実施主体)				
		(名称) (実施主体)				
小計 (a)						

交付対象事業		事業費 (円)	国費 (円)	県費 (円)	「1. 事業の 成果目標」 との対応 (番号)
県が実施した事業内容 (名称と実施主体 (委託先))					
の 絆 力 強 化 (2) 復興・被災者支援を行うNPO等	(名称) (実施主体 (委託先))				
	(名称) (実施主体 (委託先))				
	(名称) (実施主体 (委託先))				
	小計 (b)				

合計 (a+b)		事業費 (円)	国費 (円)	県費 (円)	取組実施 主体 (円)

(備考)「県が実施した事業内容」は、実施した事業について全て記載してください。

2-2. 各事業の成果

(1) NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援

整理番号	(1) - O
事業名	
取組実施主体と役割分担	・ 取組実施主体が協議体の場合は、全ての構成員を記載するとともにその役割について記載してください。 ・ 事業実施に当たって協働した団体等についても記載してください。
取組実施地域	
取組分野	・ 取組分野（①被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、②コミュニティ形成等の復興に向けた取組、③原子力災害からの復興に向けた取組、④中間支援）について該当するものを記載してください。
事業概要	・ 事業の目的や実施した内容について記載してください。
事業費とその内訳	・ 事業費の総額及びその内訳（人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託費等）について記載してください。
事業の成果	・ 事業によって得られた成果について、直接的な効果（アウトプット）と波及的効果（アウトカム）の観点から記載してください。 ・ 事業実施計画書の3.「事業の成果目標」に対する達成状況を記載してください（本評価報告書の1.「事業の成果目標の達成状況」と整合性を取ってください）。
事業実施年度以降の方針	・ 今後の取組実施の方針について記載してください。 ・ 事業で行った取組を、事業実施年度以降、本事業による助成を受けなくても継続させるために必要な資金調達方法についても、助成金、寄附金等の手段別に具体的に記載してください。
評価 （上段の該当する評価にチェックを付け、下段にその理由を記載してください）	被災地の復興・被災者支援に関して、 ☐ A：特に優れた成果が得られた ☐ B：優れた成果が得られた ☐ C：一定の成果が得られた ☐ D：限定的であるが成果が得られた ☐ E：成果が得られなかった

	(上記評価の理由) ・実施主体の自己評価を踏まえ、県が上記の評価をした理由を記載してください。
--	--

(備考) 総括表に記載された全ての実施事業について、1件当たり2枚分以内で記載してください。

(2) 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化

整理番号	(2) - O
事業名	
事業実施主体	☐ 県直営事業 ☐ 委託事業（受託者： ）
支援対象者の概要	・ 事業により支援をした者の属性等を記載してください。
事業概要	・ 事業の目的や実施した内容について記載してください。
事業費とその内訳	・ 事業費の総額とその内訳（人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託費等）について記載してください。
事業の成果	・ 事業実施計画書の3.「事業の成果目標」に対する達成状況を記載してください（本評価報告書の1.「事業の成果目標の達成状況」と整合性を取ってください）。また、NPO等の復興・被災者支援活動に必要な資金調達につながる具体的な成果がわかるよう記載してください。
評価 （上段の該当する評価にチェックを付け、下段にその理由を記載してください）	NPO等の絆力強化に関して、 ☐ A：特に優れた成果が得られた ☐ B：優れた成果が得られた ☐ C：一定の成果が得られた ☐ D：限定的であるが成果が得られた ☐ E：成果が得られなかった （上記評価の理由） ・ 県が上記の評価をした理由を記載してください。

(備考) 総括表に記載された全ての実施事業について、1件当たり2枚以内で記載してください。

3. 審査委員会の開催結果

(1) 審査委員会の名称

.....

(2) 審査委員会の役割等

.....

※審査委員会における審議事項等、審査委員会の役割について記載してください。

※運営委員会の位置づけ（担当部局の私的会議 or 特別の機関、任命者等）についても記載してください。

(3) 審査委員会委員の構成

.....

※委員は役職名も記載してください。

※委員を一般公募する場合は、その公募方法についても記載してください。

(4) 今年度の開催結果

第1回

○開催日

○議題

○概要

第2回

○開催日

○議題

○概要

.....

4. 全体評価

※事業全体を通じた県の評価を記載してください。

※今後の事業実施の方向性についても記載してください。

（評価の視点の例）

・NPO等による復興・被災者支援に関する課題がどのようになったのか

・復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化がどのように図られたのか

等

別記様式第3号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金交付申請書

令和 年度において、NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 円

3 収支予算書（別紙のとおり）

4 交付対象事業の開始（予定）日
令和 年 月 日

5 交付対象事業の完了予定日
令和 年 月 日

6 添付書類

- （1）〇〇県NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興・被災者支援事業実施計画書
- （2）各県が制定している実施要領

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(別紙)

収 支 予 算 書

交付対象事業	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	N P O 等	その他	備 考
	円	円	円	円	円	
(1) N P O 等 の絆力を活か した復興・被 災者支援の取 組支援						
(2) 復興・被 災者支援を行 う N P O 等の 絆力強化						
計						

別記様式第4号

番 号

令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事

氏 名

令和 年度NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けたNPO等の「絆
力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業について、下記のと
おり変更したいので、承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
- 3 新旧対照表を添付すること。

別記様式第5号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けたNPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 6 号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度 N P O 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた N P O 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 7 号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業の遂
行状況について、NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業着手年月日 令和 年 月 日
2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
3 事業遂行状況 令和 年 月 日現在

交付対象 事業	実施計画		出来高		進捗率 (A)/(B)	備考
	事業費(A)	うち 国費相当額	事業費(B)	うち 国費相当額		
(1) NPO等 の絆力を活か した復興・被災者支援の取 組支援 (2)復興・被災 者支援を行う NPO等の絆 力強化	円	円	円	円	%	
計						

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号

番 号
令和年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けたNPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。（なお、併せて精算額 円の交付を申請します。）

記

1 事業の実施期間

令和 年 月 日着手
令和 年 月 日完了

2 収支精算

別紙のとおり

3 添付書類

- (1) 交付対象事業に係る経費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し等
- (2) 交付対象事業の成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

（備考）

- 1 添付書類「(2) 交付対象事業の成果を証する書類」は、NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業評価報告書でも可とする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(別紙)

収 支 精 算 書

交付対象事業	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	N P O 等	その他	備 考
	円	円	円	円	円	
(1) N P O 等 の絆力を活か した復興・被 災者支援の取 組支援						
(2)復興・被災 者支援を行う N P O 等の絆 力強化						
計						

(注) 予算額を上段に () 書き、精算額を下段に記入すること。

別記様式第 9 号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度N P O等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けたN P O等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

交付対象事業	本 年 度 交付決定額	本 年 度 精算事業費	精 算 交付額	概算払 受領額	差引交付額 未 受 領 額	備 考
(1) N P O 等 の絆力を活か した復興・被 災者支援の取 組支援	円	円	円	円	円	
(2) 復興・被 災者支援を行 うN P O等の 絆力強化						
計						

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けたNPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

交付対象 事業	実施計画		既受領額		今回請求額		残額		備考
	事業費	うち 国費 相当額 (A)	金額 (B)	出来高	金額 (C)	〇月〇日 までの予 定出来高 (※)	金額 (A)-(B)-(C)	3月31日 までの予 定出来高	
(1)NPO等 の絆力を活 かした復興・ 被災者支援 の取組支援 (2)復興・被災者支援 を行うNPO 等の絆力強化	円	円	円	%	円	%	円	%	
計									

※ 請求時期（四半期）毎に、7月31日、10月31日、1月31日のいずれかの日付を記載。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

別記様式第11号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金
交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金額（交付要綱第15条第1項による額の確定額）
円
- 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円 … ①
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消
費税に係る仕入控除税額
円 … ②
- 4 交付金返還相当額（②－①）
円

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第12号

取得財産等管理台帳（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数 (年)	保管 場所	交付 率	備考
計									

（注）

- 1 対象となる取得財産等は、NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱第19条第2項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、（ア）事務用品備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第13号

取得財産等明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数 (年)	保管 場所	交付 率	備考
計									

（注）

- 1 対象となる取得財産等は、NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱第19条第2項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権（工業所有権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 14 号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇県知事
氏 名

令和 年度 N P O 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者
支援事業交付金収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた N P O 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業について、N P O 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱第20条第1項の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 交付金の確定額及びその通知日

円
令和 年 月 日 第 号

2 報告期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 収益状況

産業財産権の名称又は 財産分配の概要	収益額	算出根拠
	円	

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。